

相洋産業 株式会社 行動計画

平成20年2月14日作成

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成20年2月14日から平成22年3月31日まで

2 内容

■目標 平成22年3月までに、3歳未満の子を養育する労働者について所定外労働をさせない制度の他、1歳6箇月までの子を養育する労働者について、1日の所定労働時間を短縮し、始業・終業の時刻を繰上げ、繰下げする制度を導入する。

＜対策＞	・平成20年4月まで	労働者の意見聴取と制度の検討
	・平成22年3月まで	規定の整備他